

令和5年度松山空港国内線新規路線等需要調査・創出事業費補助金の概要

1 目的

松山空港の利用を促進するとともに、中期的な新規路線の誘致等、将来に向けた路線の維持拡充を見据えた航空需要の創出と需要動向の把握のため、旅行会社が松山空港発着の国内線（チャーター便を含む）を利用する旅行商品を造成した場合について、当該旅行会社に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 事業実施期間

- (1) 補助事業の対象期間 交付決定の日から令和6年2月29日まで
(2) 補助対象とする旅行の催行期間 交付決定の日から令和6年1月31日まで

3 補助対象事業者

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の登録を受けている事業者

4 補助対象事業

松山空港発又は松山空港着の旅行商品の造成事業であって、次の要件を満たすものとする。

- ①松山空港発着の国内線（チャーター便を含む）を1区間以上利用すること。
- ②指定空港への定期国内線の就航を想定した場合に、当該旅行商品の行程が合理的と認められること。ただし、松山空港と指定空港間の直行チャーター便（以下「直行チャーター便」という。）による場合はこの限りではない。
- ③当該旅行商品が催行され、催行時に15人以上の参加があること。
- ④国内線新規路線等需要調査等のデータ（必要に応じて第三者に提供する場合がある）提供等を行うこと。

5 補助対象経費

当該旅行商品の造成に要する次の経費を補助対象経費とする。

- ①企画費
- ②直行チャーター便の利用に要する経費
- ③広告宣伝費
- ④その他会長が特に必要と認める経費

ただし、次の経費を除く。

- ①支払いの事実を第三者が確認できる書類等の添付がない経費
- ②消費税及び地方消費税
- ③租税公課費
- ④振込手数料
- ⑤その他会長が不相当と認める経費

6 補助率 10/10

7 補助金額（上限）

- ①直行チャーター便（往復）利用の場合：1旅行商品当たり300千円
- ②直行チャーター便（片道）利用の場合：1旅行商品当たり200千円
- ③上記①②以外の場合で、指定空港への定期国内線の就航を想定した場合に当該旅行商品の行程が合理的と認められるものの場合：1旅行商品当たり100千円

8 交付申請方法

予算の範囲内で随時交付申請を受け付けますので、お問い合わせください。